

ゲルハルト・ロッベルス編『EU二五カ国における国家：教会関係』

八谷, まち子
九州大学外学院法学研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/1440965>

出版情報：政治研究. 60, pp.303-309, 2013-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：



資料

ゲルハルト・ロッベルス編『EU二五カ国における国家―教会関係』

Gerhard Robbers (ed.), *State and Church in the European Union, Second Edition, Nomos*, 2005, 589pp.

八谷 まち子

本書は、二〇〇四年のEUの拡大、即ち、新たな十カ国の同時加盟を受けて二五カ国となったEUの全加盟国の国家と教会の関係をまとめた貴重な資料である。(二〇〇七年に加盟したブルガリアとルーマニアは含まれていない。)二五カ国全てについて、共通の項目をたてて、それにしたがって各国の宗教をめぐる歴史的背景、国家と教会との関係の制度的側面、宗教の社会的役割などが国別にまとめられている。紙幅の制約もあり、二五カ国全てについて紹介することは不可能なので以下に概要を紹介する。

国別に執筆者が異なっているため記述順序に多少の違いはあるが、総じて、以下のような項目を取り上げて記述されている。

- I 社会的状況 Social Facts (国家と宗教に関する概要、基本的統計など)
- II 歴史的背景 Historical Background (近代国家の体裁を整える二百年内外を記述)
- III 基本構造 Basic Structure
 - 1 法源 Legal Sources (国家と教会の関係を律する関連法)
 - 2 国家と教会関係の類型 Categories of System (政教分離、国教制度など)
- IV 宗教団体の法的位置づけ Legal Status of Religious Bodies
- V 教会と文化 Church and Culture (教育制度における宗教の位置づけ、宗教系学校、神学部の位置づけ、宗教界のメディア活動などを中心に記述)
- VI 労働法 Labour Law (聖職者、宗教団体の被雇用者に関する法的位置づけ)

VII 家族法 Matrimonial and Family Law (結婚および家族

関係における宗教事項と法)

VIII 教会、宗教団体の財政制度 Finance of Churches

(教会、宗教団体への優遇税制を含む広義の公的補助制度のあり方)

IX 公的機関における宗教の役割 Religious Assistance in Public Institutions

(主に刑務所、軍隊、病院、介護施設などでの宗教事項の取り扱い、聖職者の役割)

X 刑法と宗教 Criminology and Religion (宗教的侮辱罪)

XI 聖職者の法的位置づけ Legal Status of Clergy

XII 参考文献 Bibliography

EU二五カ国は記述順に以下の通りである。ベルギー、チェコ共和国、デンマーク、ドイツ、エストニア、ギリシア、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、キプロス、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、スロヴェニア、スロヴァキア共和国、フィンランド、スウェー

デン、連合王国。

本書を一読するだけで、国家と宗教の関係がいかに多様な制度として展開されているかに驚く。それは、宗派の違いよりも、それぞれの国の歴史的背景に大きく影響されている。

その一方で、たとえば、一時は社会主義国家であった「東欧」の新規加盟国においても、新たな憲法で宗教の自由を保証する条項を挿入するところまでは共通していても、その後の宗教関連事項の進展は、独自の経路をたどることが多い。一概に「キリスト教のヨーロッパ」という括りで語ることが、いかに誤解を招きやすいかを再確認することになる。

本書が取り上げている二五カ国を、可能な限り範疇分けをして、重要性が高いと考えられる基本構造と財政制度について紹介する。その前提としてEUにおける宗派の分布を概説する。

・宗派的分布

EU二五カ国で最大の信徒数を誇るの、ローマカトリックであり、ほぼ五五%が「カトリックである」と自称している。次いでプロテスタント諸派が一三・四%、以下、聖公会

六・七％、正教会系三・一％、イスラム教二・九％、ユダヤ教〇・三％の順になっている。ただし、伝統的にカトリックとの結びつきが強く、社会習慣として多くのカトリックの影響を残す国であっても、人々の教会離れは年を追って顕著になっていくことが指摘されている。それは、二十世紀になって加速している「世俗化」の結果であると考えられる。加えて、今日では宗教や信仰に関する質問は調査事項に含まないのが通常のやり方となっており、宗派の規模を正確に把握することは一層困難になっている。

・基本構造

全ての国における国家と教会の関係の基本は、信教の自由・宗教活動の自由の保証である。その基本的権利を実現する国家構造として、①国教制度、②政教分離主義、③公的役割の分担共有型の大きく三類型に整理できる。

①は連合王国、デンマーク、ギリシア、マルタ、フィンランドの五カ国であり、宗派は、イングランド国教会(The Church of England)・デンマークとフィンランドがルーテル福音教会(The Evangelical-Lutheran Church)・ギリシア正教(Greek Orthodox)・マルタはローマカトリック

クである。イギリス国内は地方によって異なる教会制度を律する法があり、たとえばイングランド国教会とスコットランド国教会の制度は必ずしも一様ではない。デンマークとフィンランドは共に、国民の八五％前後がルーテル派に属しているとされている(二〇〇二年)。両国においてルーテル福音教会の地位は、国家機関に準じた位置づけであるが、憲法は宗派による差別を禁じ、宗教の自由を謳っている。わずか四十万人の国民の圧倒的多数がカトリックであるマルタにおいても、国家は中立であり教会は自律的であるべきだとする考えが広まっているという。ギリシアは、あらゆる正教会およびコンスタンチノーブル東方正教総大主教(在イスタンブール)とは分離不可能な結びつきにあると憲法第三条は規定する。後者の扱いは、トルコのEU加盟に際して、EUがトルコへ信教の自由の観点から改善を要求している課題となっている。ギリシア正教会は、ギリシア国内の最高行政裁判所(The Council of State)より、全行政関連の立法(Acts)の検証を委任されており、このことにより、国民の精神的基盤であるばかりでなく、国内法の行

政権を付与された行政機関でもあるという。

- ② 世俗主義として理解されている政教分離の代表はフランスであり、「ライシテ (laïcité)」として知られる明確な政教分離を規定する「一九〇五年法」がある。しかし、一九世紀末のドイツ支配時代の影響をそのまま残す東部の三地域は例外であり、これらの地域の主教は国家が任命し、かつ全ての経費も賄っている。フランス型の「世俗主義」は、革命の名残りであり、教会の政治への介入を阻止することが目的であったが、「一九〇五年法」により社会生活の原理となり、公的空間と私的空間との厳密な区別を要求する、換言すれば、宗教を私的空間に閉じ込めることで公的空間の中立性を徹底させるための国家原理となっている。オランダの「政教分離」は、一九八三年憲法が、より幅広い社会権を盛り込んだ国民の基本権を規定したことで明確になった。同憲法第六条において、宗教の自由とともに非宗教の自由も基本権として明示され、国家と教会の関係に関する条項は憲法から消えたのである。

- ③ の範疇が最も多く、当然、実施の方法、および、それを

規定する措置も多様である。ほとんどの国において、教会へ足を運ぶ人数は減り続けているが、宗教が社会生活の重要な要因であることは認識されている。そして、宗教が必要とする事柄（たとえば祈りの場所、教義を広める手段など）を、宗派の区別なく、社会に提供するための条件を整えるのは国家の役割となっている。それは、基本的人權の観点にたった「信教の自由」理解の実践であると言える。同様に、宗教団体も「信教の自由」という基本権にのっとって人々が求めていると考えられる活動を実践していく。そこに国家と宗教団体との機能分担が生れてくるが、古くはヨーロッパにおける幾多の宗教戦争の経験、近年では共産主義による国家の圧政の経験が、「信教の自由」という基本権の確保のためには、国家にも教会にも自律的であること、あるいは国家の中立性を原理とすることを求めている。カトリック教会に属する信者が圧倒的多数を占めるスペイン、イタリア、ポランド、アイルランドなどにおいて、ローマカトリックは国教とはされていない。これらの国では、カトリック教会と国家の関係は国際法としての教皇庁裁判所 (Holy

Soe)に依拠して決められ、教会そのものは自治組織であるとする共通点が指摘できる。その意図は、宗教団体、教会の自治の確保である。カトリックを国教とするマルタにおいてもそうであったが、歴史的経緯はそれぞれに異なるにも関わらずカトリックの国内での扱いをめぐる対立のために、国家と教皇庁との関係が悪化する時期を経験しているカトリック国は少なからずある。こうした国では、国内の教会と国家が協約(Concordat)を交わすことで、教会の国内的位置づけに合意を成立させ関係を立て直す方法がとられることが多い。たとえばポーランドにおいては、共産主義時代の党による教会および聖職者への迫害を経て、民主的新体制が成立する曙の一九八九年に政府と「カトリック司祭会議」との合議を経て、良心ならびに信教の自由を謳った「一九八九年法」が成立している。その後一九九三年に、ポーランド政府は教会と協約を交わしたが、近年のポーランドの教会法の民法的展開はこの協約と一九九七年憲法の賜物であると思われる。

・財政制度

基本的な人権としての「信教の自由」の保証として、憲法あるいは派生法などにより、デンマークのように国教を定めている国家においてさえ、教会の自治が謳われている。即ち、財政面でも教会は自立することが期待されているのであるが、その実態は、多くの国家においてきわめて複雑である。カトリック総本山を領土内に有するイタリアは、一九八四年に、カトリック教会のみならず、登録を条件に、他の宗派、宗教組織に対しても様々な優遇策もしくは補助金制度を規定した。これは、それ以前に実施されていた教会財産の扱いをより近代化した規則に改定したもので、例えばカトリックの聖職者は定期的給費を受け取るというイギリス国教会の制度をモデルにしているという。ドイツにおいては「教会税(Church Tax)」が存在する。教会財産の没収が繰り返された結果、教会の多くは保有財産を大きく減らし困窮した。その救済策として、ドイツ政府は、教会の収入を確保するための多くの規定を準備したが、その最たるものが、「教会税」である。教会税は、ワイマール憲法の精神を継いでいる「基本法」の一四〇G条に規定されている憲法上の権利として位

置づけられている。今日の教会収入の予算の八〇％は、教会税が占めているといわれている。教会税は、所得税の基本となる金額の八〜九％程度であり、その徴収は教会に代わって国家が実施し、教会は徴収された税の三〜五％を手数料として国家に支払うという仕組みになっている。こうした「教会税」は、教会の所属から抜ければ支払う必要はないとされているが、教会から抜けることの意味づけは、宗派によって異なっているようである。教会は、教会税に関わりなく、寄付を求めることも可能である。

共産主義時代の制度的遺産はいまだに多くの未解決の問題を残している。たとえば、最も世俗化が進んでいるとされるチェコ共和国においては、没収されていた教会所有であった建物や領地が徐々に返還されているが、全ての宗教団体を対象にしているわけではないという。それでも、一九九〇年の諸法令 (Acts) にしたがって、本書が執筆された時点までに一七〇件の宗教的建築物が再建され、教会付属の学校、児童擁護施設、病院、社会的施設などとして使用されているという。聖職者の給与は、共産主義の時代でも国家が負担していたが、その状況は現在も変わりが無い。宗教学校教師、公立

学校の宗教の教師、従軍聖職者の賃金も国家が負担している。教会財産の返還は農地、山林にも着手しているが、返還の正当性そのものを問い直す意見も高まっているようである。

宗教団体の財政は、ほとんどの国において、国家からの独立を建前としているにもかかわらず直接、間接の国家補助が提供されているし、同時に、多くの国が宗教組織の所有財産への免税措置を準備している。近代化とともに進行するといわれる社会の世俗化により、信者のみによる教会の財政負担は既に不可能となり、今後改善は期待できないであろう。

しかし、特定の宗教団体に対する補助は、基本権である「宗教の自由」を侵害する。そこで、私的な団体であるはずの宗教組織は、公的に登録をし承認を受けることによって公的補助の対象となることができる、という仕組みがEU加盟国内では一般的になっている。

このように見てくると、加盟国それぞれの宗教の位置づけ、もしくは国家と教会の関係のあり方は、宗教に由来する伝統的側面を多く残しており、それ故に多様であることが明らかである。その一方で、世俗化の進展がもたらす課題は多くの

国に共有されていることも見えてくる。

EUは、一九五〇年の設立当初から一九九三年まで、経済分野での活動およびそれに付随する権限に制約されていたため、宗教が表立った議題になることはなかったし、明示的な規則もなかった。その一方で、「EUはキリスト教国による排他的団体だ」という批判的コメントは、特にEU域外において、巷間ではしばしば聞かれた。しかしながら、キリスト教そのものも決して一色ではないどころか、実に多様な制度と習慣が並存していることを、本書は共通の項目をたてて比較することで明らかにしている。

EUが伝統的にキリスト教文化の強い影響下にあることは事実であるが、今日ではヨーロッパ社会の多元化は大きく進んでいる。特に、移民の受け入れに積極的であった六十年代を經過して、EU域内には多数のイスラム教徒が生活しており、イスラム教は、EU域内では無視することの出来ない主要宗教になっていく。その一方で、宗教をめぐる対立が顕著になると共に、社会的な差別や疎外を増長させていることも指摘されている。二〇一三年にはさらに加盟国が増えてEU

は二八カ国となる。ますます高まる多様性に対峙して、統合の価値を標榜するには、もはや宗教に関する議論を看過しては済まされないであろう。そのような未来を論じるための基本的な資料の一つとして本書は貴重である。